

福島県内等で複数の飲食店の運営等の業務を行う申立会社について、避難指示解除準備区域（浪江町）の店舗に関しては平成27年10月分まで、居住制限区域（富岡町）の店舗に関しては平成28年10月分までの営業損害（逸失利益）に係る賠償金を受領したものの、原発事故の影響により平成28年10月に両店舗の営業再開を断念したことを考慮し、廃業損害として両店舗の営業利益の1年分相当額が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 損害項目 ア 富岡A店にかかる廃業損害
イ 浪江B店にかかる廃業損害
ウ 本件和解仲介に関する弁護士費用

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載アの損害項目についての和解金として、金51万7730円、同記載イの損害項目についての和解金として、金37万8924円、同記載ウの損害項目についての和解金として、金2万6899円、合計金92万3553円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年9月25日

（仲介委員 緑川由香）